

○ 農林水産省告示第百六十九号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第一百四十九条第三項、農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）第二十四条第一項第二号及び第四項並びに農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第一百六十八条第二項及び第二百十二条の規定に基づき、果樹共済に係る共済掛金標準率、果樹責任保険歩合、果樹通常標準被害率及び保険料基礎率等を次のように定める。

令和七年一月二十四日

農林水産大臣 江藤 拓

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 令和四年一月二十五日農林水産省告示第百十五号（果樹共済に係る共済掛金標準率等を定める件）は、廃止する。

3 この告示は、令和七年二月一日以後に共済責任期間が開始する果樹共済の共済関係（うめを共済目的とする収穫共済の共済関係のうち農業保険法施行規則第百三十七条第二項の規定に基づき共済責任期間を定めるもの（以下「短縮方式の共済関係」という。）にあっては、令和八年産のものに係る共済関係）、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始する果樹共済の共済関係（うめを共済目的とする収穫共済の共済関係のうち短縮方式の共済関係にあつては、令和七年以前の年産のものに係る共済関係）、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

「次のように」の部分

(共済掛金標準率)

第1 果樹共済のうち収穫共済に係る農業保険法（以下「法」という。）第149条第3項の共済掛金標準率は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める率とする。

- (1) 地域インデックス方式（農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第119条第1項第4号に規定する地域インデックス方式をいう。以下同じ。）以外の引受方式（同項に規定する引受方式をいう。以下同じ。）組合等（法第11条第1項に規定する組合等をいい、この告示の公布後に合併、解散又は事業廃止（以下「合併等」という。）があった場合における当該合併等前のものを含む。以下同じ。）ごとに、別表1の共済掛金標準率の欄に定める率
- (2) 地域インデックス方式 組合等ごと及び統計単位地域ごとに、別表1の共済掛金標準率の欄に定める率
- 2 前項の規定にかかわらず、樹園地に規則第127条第5号に掲げる防災施設がある場合には、果樹共済のうち収穫共済に係る法第149条第3項の共済掛金標準率は、規則第127条第1号から第4号までに掲げる区分ごとに、前項の(1)又は(2)に掲げる率から、次の(1)に掲げる率を(2)に掲げる金額により加重平均して得た率に前項の(1)又は(2)に掲げる率を乗じて得た率を差し引いて得た率とする。
- (1) 次の表に掲げる共済目的の種類ごと、防災施設の種類ごと及び地域（前項の(1)の場合にあっては組合等の住所の存する地域、前項の(2)の場合にあっては組合員等が果樹の栽培を行う樹園地の存する地域）ごとに定める割引率のうち当該樹園地の果樹の栽培に用いられる防災施設の種類ごとの割引率（防災施設がない樹園地の果樹の部分は0%）
- (2) (1)の防災施設の種類を用いて栽培される樹園地の果樹の部分及び防災施設がない樹園地の果樹の部分ごとの共済金額に相当する金額

共済目的の種類	防災施設の種類	地域	割引率
りんご	樹園地の側面の全部又は一部を防風ネットで被覆したもの	全国の区域	5%
	樹園地の上面及び側面を防風、防ひょう、防虫及び防鳥の目的のネット（以下「多目的ネット」という。）で被覆したもの	全国の区域	35%
	樹園地の中に防霜ファンを設置したもの	全国の区域	5%

ぶどう	棚の側面の全部又は一部を防風ネットで被覆したもの	全国の区域	5 %
	棚の上面をプラスチック又はこれに類する防水性を有する物で被覆したもの	全国の区域	30%
	棚の上面及び側面を防鳥ネットで被覆したもの	全国の区域	5 %
	棚の上面及び側面を多目的ネットで被覆したもの	全国の区域	10%
なし	棚の側面の全部又は一部を防風ネットで被覆したもの	全国の区域	5 %
	棚の上面を防ひょうネットで被覆したもの	全国の区域	30%
	棚の上面及び側面を防鳥ネットで被覆したもの	全国の区域	5 %
	棚の上面及び側面を多目的ネットで被覆したもの	栃木県、群馬県及び埼玉県の区域	50%
		栃木県、群馬県及び埼玉県の区域以外の区域	40%
	樹園地の中に防霜ファンを設置したもの	全国の区域	5 %
	樹園地の中に防蛾灯を設置したもの	全国の区域	5 %
もも	樹園地の側面の全部又は一部を防風ネットで被覆したもの	全国の区域	5 %
	樹園地の上面及び側面を多目的ネットで被覆したもの	全国の区域	10%
	樹園地の中に防霜ファンを設置したもの	全国の区域	5 %
	樹園地の中に防蛾灯を設置したもの	全国の区域	5 %

とうとう	樹体の上面をプラスチック又はこれに類する防水性を有する物で被覆したもの	全国の区域	40%
かき	樹園地の側面の全部又は一部を防風ネットで被覆したもの	全国の区域	5 %
	樹園地の上面を防ひょうネットで被覆したもの	全国の区域	10%
	樹園地の中に防霜ファンを設置したもの	全国の区域	5 %

3 果樹共済のうち樹体共済に係る法第 149 条第 3 項の共済掛金標準率は、組合等ごとに、別表 2 の共済掛金標準率の欄に定める率とする。

(果樹通常標準被害率)

第 2 果樹共済のうち収穫共済に係る農業保険法施行令（以下「令」という。）第 24 条第 4 項の果樹通常標準被害率は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める率とする。

- (1) 地域インデックス方式以外の引受方式 組合等ごとに、別表 1 の果樹通常標準被害率の欄に定める率
- (2) 地域インデックス方式 組合等ごと及び統計単位地域ごとに、別表 1 の果樹通常標準被害率の欄に定める率

2 果樹共済のうち樹体共済に係る令第 24 条第 4 項の果樹通常標準被害率は、組合等ごとに、別表 2 の果樹通常標準被害率の欄に定める率とする。

(保険料基礎率)

第 3 果樹共済のうち収穫共済に係る規則第 168 条第 2 項の保険料基礎率は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める率とする。

- (1) 地域インデックス方式以外の引受方式 組合等ごとに、別表 1 の保険料基礎率の欄に定める率
- (2) 地域インデックス方式 組合等ごと及び統計単位地域ごとに、別表 1 の保険料基礎率の欄に定める率

2 果樹共済のうち樹体共済に係る規則第 168 条第 2 項の保険料基礎率は、組合等ごとに、別表 2 の保険料基礎率の欄に定める率とする。

(農林水産大臣が定める係数)

第 4 規則第 212 条の農林水産大臣が定める係数（以下「農林水産大臣が定める係数」という。）は、組合等ごと及び果樹再保険区分ごとに、別表 3 に定める係数とする。

(果樹責任保険歩合)

第 5 令第 24 条第 1 項第 2 号の果樹責任保険歩合は、組合等（特定組合（法第 73 条第 4 項に規定する特定組合をいう。以下同じ。）を除く。）ごとに、別表 4 に定める割合とする。

(特定組合の成立に係る特例)

第6 この告示の公布後に、別表1及び別表2に掲げる組合等の合併により成立した組合等が特定組合の認可（法第73条第1項の認可をいう。以下同じ。）を受けた場合における当該特定組合に係る規則第168条第2項の保険料基礎率については、合併前の組合等の区域ごとに、それぞれ合併前の組合等に係る別表1及び別表2の保険料基礎率の欄に定める率に別表3の農林水産大臣が定める係数を乗じて得た率とする。

2 この告示の公布後に、別表1及び別表2に掲げる組合等が特定組合の認可を受けた場合における当該特定組合に係る規則第168条第2項の保険料基礎率については、当該組合等に係る別表1及び別表2の保険料基礎率の欄に定める率に別表3の農林水産大臣が定める係数を乗じて得た率とする。

(注) 1 別表1及び別表4の「類区分」、「引受方式」、「支払開始割合・共済限度額割合」及び「共済責任期間の短縮の有無」の各欄は規則第127条第1号から第4号までに掲げる区分にそれぞれ対応する。

2 別表3の「果樹再保険区分」欄中「1号」と「2号」は、規則第204条各号に掲げる共済関係に対応する。